令和３年度の事業実績

ア　食品衛生法に基づく業種別許可施設数及び監視件数

（注：施設及び監視実績の無い業種を省略して作成）

※令和３年６月に改正食品衛生法が完全施行し、業種分類が変更となったため、改正前食品衛生法に規定する営業と改正後食品衛生法に規定する営業に分けて作成した。

（ア）改正前食品衛生法第 52 条に規定する営業

（単位：件）

主業種名称	従業種名称	施設数			令和３年度監視件数
		令和３年度	令和２年度	令和元年度	
飲食店営業	旅館・ホテル	81	90	84	19
	バー・キャバレー	143	169	148	27
	一般飲食店	5,855	6,904	6,960	972
	すし屋	150	176	178	34
	そば屋	224	271	289	23
	仕出し屋	14	16	15	0
	弁当屋	160	194	193	28
	そうざい店	282	396	394	29
	移動	0	1	1	0
	臨時	37	42	45	1
	集団給食	240	265	275	63
	自動車	71	72	60	27
	自動販売機	9	252	331	4
	小計	7,266	8,848	8,973	1,227
喫茶店営業	店舗	152	173	180	21
	自動販売機	38	1,305	1,502	47
	自動車	1	3	2	0
	小計	191	1,481	1,684	68
菓子製造業	パン製造業	211	265	265	20
	生菓子製造業	130	152	134	10
	その他の菓子製造業	240	279	210	23

	移動	0	0	1	0
	臨時	4	5	6	1
	自動車	10	12	10	1
	小計	595	713	626	55
あん類製造業		1	1	1	0
アイスクリーム類製造業		127	155	130	19
乳製品製造業		3	3	3	0
乳類販売業	専業	0	5	5	1
	ショーケース売り	0	691	714	14
	自動販売機	0	435	472	8
	自動車	0	1	1	0
	小計	0	1,132	1,192	23
食肉処理業		5	7	8	1
食肉販売業	店舗	106	106	22	5
	包装	0	408	415	8
	自動車	0	1	1	0
	小計	106	515	438	13
食肉製品製造業		5	5	6	0
魚介類販売業	店舗	60	66	43	8
	包装	0	378	388	9
	自動車	1	1	1	0
	小計	61	445	432	17
魚肉ねり製品製造業		3	3	2	1
食品の冷凍・冷蔵業	冷凍業	25	24	1	2
清涼飲料水製造業		1	1	1	0
氷雪販売業		0	3	3	0
食用油脂製造業	植物性油脂	2	2	2	0
みそ製造業		1	2	2	0
ソース類製造業		1	1	1	0

酒類製造業	3	5	3	0
豆腐製造業	3	6	6	1
納豆製造業	0	1	1	0
めん類製造業	22	26	15	1
そうざい製造業	225	226	90	27
添加物製造業	6	6	6	0
法許可　合計	8,652	13,611	13,626	1,455

（令和４年３月 31 日現在）

（イ）改正後食品衛生法第 55 条に規定する営業許可業種

（単位：件）

主業種名称	従業種名称	施設数			令和３年度監視件数
		令和３年度	令和２年度	令和元年度	
飲食店営業	一般飲食店	1,391			1,774
	集団給食	34			36
	自動車	23			23
	簡易	9			12
	移動	0			0
	臨時	9			11
	小計	1,466			1,856
調理機能を有する自動販売機		5			5
食肉販売業		11			12
魚介類販売業		5			6
食肉処理業	一般	2			2
	自動車	0			0
	小計	2			2
菓子製造業		70			78
アイスクリーム類製造業		5			5
乳製品製造業		1			1
清涼飲料水製造業		0			0
食肉製品製造業		1			1

水産製品製造業	1			1
食用油脂製造業	0			0
みそ又はしょうゆ製造業	1			1
酒類製造業	3			3
豆腐製造業	2			2
納豆製造業	1			1
麺類製造業	7			9
そうざい製造業	49			53
冷凍食品製造業	15			19
密封包装食品製造業	0			0
食品の小分け業	5			5
添加物製造業	0			0
法許可　合計	1,650			2,060

（令和４年３月 31 日現在）

（ウ）改正後食品衛生法第 57 条に規定する営業届出業種

（単位：件）

主業種名称	従業種名称	施設数			令和３年度監視件数
		令和３年度	令和２年度	令和元年度	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装）	165			9
	食肉販売業（包装）	201			12
	乳類販売業	743			12
	氷雪販売業	3			0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	1,549			6
	小計	2,661			39
販売業	弁当販売業	221			16
	野菜果物販売業	24			3
	米穀類販売業	6			0
	通信販売･訪問販売による販売業	3			0
	コンビニエンスストア	289			82
	百貨店、総合スーパー	38			6

	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	150			0
	その他食料・飲料販売業	1,078			60
	小計	1,809			167
製造･加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第１項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0			0
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0			0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	3			0
	農産保存食料品製造･加工業	1			0
	調味料製造・加工業	9			2
	糖類製造・加工業	0			0
	精穀・製粉業	6			0
	製茶業	0			0
	海藻製造・加工業	0			0
	卵選別包装業	1			0
	その他食料品製造･加工業	6			2
	小計	26			4
上記以外のもの	行商	15			0
	集団給食施設	73			2
	器具容器包装の製造･加工業（合成樹脂製に限る）	3			0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	4			0
	その他	0			0
	小計	95			2
営業届出　合計		4,591			212
公衆衛生に与える影響が少ない営業		0			0
計		4,591			212

（令和４年３月 31 日現在）

イ　東京都食品製造業等取締条例に基づく、業種別許可・届出の施設数及び監視件数

（注：施設及び監視実績の無い業種を省略して作成）

（単位：件）

主業種名称	従業種名称	施設数			令和３年度監視件数
		令和３年度	令和２年度	令和元年度	
行商	弁当人力販売業	0	0	0	0
つけ物製造業		0	7	2	0
粉末食品製造業		0	2	2	0
そう菜半製品等製造業		0	4	1	0
調味料等製造業		0	19	13	0
魚介類加工業		0	3	3	0
食料品等販売業	店舗	0	1,139	1,130	7
	包装	0	259	266	3
	包装（一時販売）	0	149	137	1
	自動販売機	0	237	261	1
	自動車	0	9	7	0
	小計	0	1,793	1,801	12
液卵製造業		0	0	1	0
卵選別包装業		0	6	7	0
集団給食	学校・幼稚園Ⅰ	0	1	1	0
	学校・幼稚園Ⅱ	0	6	6	0
	学校・幼稚園Ⅲ	0	6	6	0
	病院・診療所Ⅰ	0	2	2	0
	病院・診療所Ⅱ	0	5	5	0
集団給食	病院・診療所Ⅲ	0	3	3	0
	工場・事業所Ⅰ	0	10	10	0
	工場・事業所Ⅱ	0	14	14	0
	工場・事業所Ⅲ	0	4	4	0
	児童福祉施設Ⅰ	0	35	35	0
	児童福祉施設Ⅱ	0	21	18	3

	社会福祉施設Ⅰ	0	3	2	0
	社会福祉施設Ⅱ	0	2	2	0
	ボランティア給食Ⅰ	0	9	9	0
	ボランティア給食Ⅱ	0	2	2	0
	その他の給食Ⅰ	0	2	2	0
	小計	0	125	121	3
条例許可・届出　合計		0	1,959	1,951	15

（令和４年３月 31 日現在）

《届出給食施設の分類》
第Ⅰ分類　１回 20 食以上 50 食未満又は１日 50 食以上 125 食未満を提供
第Ⅱ分類　１回 50 食以上 300 食未満又は１日 125 食以上 750 食未満を提供
第Ⅲ分類　１回 300 食以上又は１日 750 食以上を提供

※東京都食品製造業等取締条例は令和３年６月１日に廃止されたため、以後の監視件数は集計されない。年度末施設数は、全て０件である。

ウ　食鳥検査法に基づく許可施設数及び監視件数

（単位：件）

		令和３年度		令和２年度		令和元年度	
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
合計		7	3	7	0	7	1
認定小規模	１～3,000 羽未満	7	3	7	0	7	1
	3,000～30 万羽未満	0	0	0	0	0	0
30 万羽以上		0	0	0	0	0	0

（令和４年３月 31 日現在）

エ　東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく施設数及び監視件数

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ認証施設や、有毒部位除去済みのふぐのみを取り扱うことができるふぐ加工製品の取扱届出施設に対し、ふぐの適切な取扱いについて監視指導を実施している。

（単位：件）

	令和３年度		令和２年度		令和元年度	
	施設数	監視数※	施設数	監視数※	施設数	監視数※
ふぐ認証施設	157	172	166	118	182	275
ふぐ加工製品取扱届出施設	416	126	451	196	466	398

※（１）アの施設数及び監視件数から再掲　（令和４年３月 31 日現在）

オ　食品表示法に基づく立入指導件数

監視指導時に流通している食品の表示の適否について、立入り検査を行っている。

令和２年度、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、営業自粛やイベント等の開催が中止されたことにより、監視数が激減した。

（単位：件・品目）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
軒数		23	12	337
品目数計		261	194	337
内訳	輸入品	64	15	29
	国産品	197	179	308

カ　一斉監視指導状況

業態別、地区別、神社仏閣等でのお祭りにおいて飲食物を提供する施設に対し、定めた期間内に集中して一斉監視指導を行っている。令和３年度は令和２年度に続き、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、学校給食、保育施設、高齢者施設等の一斉監視は中止し、区立の学校給食及び保育施設に限り簡易検査を実施した。

		回数	件数※1	収去※2	簡易検査※3
合計		6	304	0	73
業態別一斉監視	業種別	2	113	0	0
	学校給食	1	9	0	45
	保育施設(認可外含む)	1	7	0	28
	高齢者施設	0	0	0	0
地区別一斉監視		6	175	-	-
お祭り一斉監視		0	0	-	-

※１　（１）ア、イ、ウの監視件数から再掲
※２　（２）ア（ア）の検体数から抜粋
※３　（２）イ（ア）、（イ）の検体数から抜粋

キ　行事開催届等イベントの届出・許可状況

町内会等が短期間飲食物を提供するイベントや学園祭等の届出・営業許可について、相談や監視指導等を行っている。

（ア）行事開催届等届出状況　（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
行事開催届出件数		18	37	238
内訳（出店場所別）	東京国際フォーラム	1	0	9
	有楽町交通会館・駅前広場	0	0	20
	農林水産省 消費者の部屋	0	0	20
	日比谷公園	4	1	23
	他（町内会等）	13	36	166
学園祭の届出数		4	0	42

（イ）イベント等に伴う短期営業許可状況　（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
イベント等における許可件数※		48	72	297
内訳（出店場所別）	ＫＩＴＴＥ	1	2	19
	東京国際フォーラム	0	0	36
	日比谷公園	21	22	114
	他	26	47	127
	自動車営業	0	1	1

※　（１）ア、イ　の施設数より再掲

ク　緊急調査等

食品衛生に関する問題が、全国規模で発生している、特異な発生状況である等、早急な監視指導が必要になる場合は、被害の拡大防止を図ることを目的として緊急調査を行い、適切な対応を指示している。

事例	令和３年度該当なし
実施時期	
実施内容	
調査施設数	

ケ　路上営業等監視指導取り締り状況

許可の必要な食品営業は、許可施設内で衛生的に行うよう定められている。しかし、行商形態の営業、自動車での営業、固定店舗の施設外での営業に関する苦情が寄せられた際は、その都度調査･指導している（令和３年度の苦情件数 10 件)。また、日常的な監視指導の際、施設外で営業している施設には施設内で適切に営業を行うよう指導している。

令和３年６月の改正食品衛生法の完全施行により、弁当類の販売が東京都食品製造業等取締条例による許可制から食品衛生法に基づく届出制へ移行した。令和３年５月より、路上弁当の監視業務を一部委託（週２回で年 84 日実施）し、路上弁当監視員による販売実態調査を開始した。

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計		2,363	102	181
内訳	店頭販売	835	59	102
	自動車	1,446	42	75
	路上販売	82	1	4

※店頭販売には、飲食店営業の店前を含む
　自動車には飲食店営業（自動車）を含む

コ　東京オリンピック・パラリンピック等監視

令和３年７月から９月に開催された東京オリンピック･パラリンピック大会に関して、区内の競技場や大会関係者の宿泊施設の監視を行った。

		立入延件数	立入延人数	簡易検査	
				総検体数	不良検体数
大会会場	日本武道館	17	25	12	2
	東京国際フォーラム	28	32	－	－
宿泊施設等		2	2		

サ　窓口受付及び所内指導

窓口等では、営業許可申請業務の他に、食品衛生や表示に関する相談業務を行っている。

（ア）窓口及び電話受付数

（単位：件）

			令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計			29,390	27,660	32,236
窓口業務	各種手続き	許可申請等	7,587	6,988	6,252
		各種届出等	5,212	4,625	4,657
		ふぐ・免許関係	165	118	147
	指導相談	表示・規格基準	120	107	97
		苦情・相談	12	13	35
		図面・事前相談	3,411	2,737	4,143
	情報公開請求・台帳照会		684	569	755
	食の安全自主点検店公表制度		17	3	9
	食品表示相談		63	70	59
	その他窓口業務		8	60	74
電話業務	許可関係		8,681	9,280	10,342
	食品の取扱い・基準関係		830	902	930
	苦情・相談		1,424	1,244	3,215
	情報公開請求・台帳照会		351	196	368
	食の安全自主点検店公表制度		15	8	53
	食品表示相談		468	432	440
	その他電話問い合わせ		342	308	660

（イ）表示相談の内訳

（単位：件）

			令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計			531	502	499
食品表示法	衛生事項	相談数	238	322	300
		食品数	220	316	409

	保健事項	相談数	140	149	138
		食品数	142	144	155
	その他	相談数	153	31	61
		食品数	163	31	65
健康増進法 誇大表示の禁止指導 （再掲）		相談数	3	3	2
		食品数	3	3	2

※衛生事項：添加物、賞味・消費期限、保存方法、アレルゲン、製造所情報等
保健事項：栄養成分表示
誇大表示：「著しく」事実に相違する表示又は「著しく」人を誤認させるような表示に対し、指導している。

（２）食品衛生検査

目　　的　　食品等の規格基準、表示基準等の違反及び不良食品を発見し、飲食物に起因する衛生危害の発生を防止する。

根　　拠　　食品衛生法、食品表示法、健康増進法等

対　　象　　区内の食品等事業者及び広告を行う事業者

内　　容　　食品等の収去を実施し、必要な試験検査を行う。また、食中毒の発生を未然に防ぐため、飲食店等の監視指導の一環として、従業員の手指、器具、食品等の簡易検査を行う。あわせて、食品の表示検査を実施する。

検査の結果、不良な食品や器具、不適正な表示等があった場合は、指導する。

令和３年度の事業実績

ア　収去検査

（ア）細菌検査（食品衛生法に基づく収去）

（単位：検体）

	令和３年度				令和２年度 検体数	令和元年度 検体数
	検体数	適	不良	参考		
合計	0	0	0	0	20	102
魚介類	－	－	－	－	－	2
魚介類加工品	－	－	－	－	12	2
菓子類	－	－	－	－	4	13

弁当類	－	－	－	－	4	19
そうざい類	－	－	－	－	－	35
検食	－	－	－	－	－	18
豆腐	－	－	－	－	－	5
アイスクリーム類	－	－	－	－	－	6
食肉	－	－	－	－	－	1
野菜加工品	－	－	－	－	－	1

（検査機関：生活衛生課試験検査係）

令和３年６月に改正食品衛生法が完全施行され、ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理が制度化されたため、令和３年度より計画的な収去検査は実施しない。

（イ）化学検査（食品衛生法及び食品表示法に基づく収去）

（単位：検体）

	令和３年度			令和２年度検体数	令和元年度検体数
	検体数	適	不良		
合計	0	0	0	10(2)	16(4)
魚介類加工品	－	－	－	－	3
野菜・果物加工品	－	－	－	－	4(2)
穀類加工品	－	－	－	－	－
肉類加工品	－	－	－	－	－
菓子類	－	－	－	1	3
清涼飲料水	－	－	－	2	－
酒精飲料	－	－	－	－	1(1)
調味料	－	－	－	4(1)	1
そうざい類	－	－	－	2	3
缶詰・びん詰	－	－	－	1(1)	1(1)

（委託検査機関：一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所）

※（　）内輸入食品再掲

（ウ）栄養成分検査（食品表示法に基づく検査）

食品表示のうち保健事項（栄養成分表示等）について、区内に流通している食品の適否について検査している。

（単位：検体）

	令和３年度			令和２年度検体数	令和元年度検体数
	検体数	適	不適		
合計	0	0	0	10(1)	10(1)
野菜類・果物加工品	－	－	－	3(0)	1(0)
穀類加工品	－	－	－	－	2(0)
めん・パン類	－	－	－	－	1(0)
菓子類	－	－	－	6(1)	4(1)
酪農製品	－	－	－	－	1(0)
清涼飲料水	－	－	－	1(0)	1(0)
調味料	－	－	－	－	－

令和２年度で計画的な買上げ検査は終了。

（委託検査機関：一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所）

※（　）内輸入食品再掲

イ　簡易細菌検査

取扱器具及び食品等の検査（生活衛生課食品監視指導係実施）

（ア）ふきとり法

（単位：検査数）

区分		検査		大腸菌群			大腸菌		黄色ブドウ球菌		腸炎ビブリオ		一般生菌		その他	
		検体数	項目数	(-)	(+)～(++)	(+++)～∞	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上	(-)	(+)以上
合計		36	117	17	8	2	27	0	26	1	0	0	2	34	0	0
調理人手指		4	16	4	0	0	4	0	4	0	0	0	0	4	0	0
器具類	まな板	2	8	1	1	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0
	その他の器具	21	57	5	5	2	12	0	11	1	0	0	0	21	0	0
食品	生野菜	6	24	4	2	0	6	0	6	0	0	0	0	6	0	0
	その他の食品	3	12	3	0	0	3	0	3	0	0	0	1	2	0	0

(-)：０　(+)：１～10　(++)：11～100　(+++)：101～1,000　∞：1,001～　(CPU)
※判定は、検査する時の状態を総合的に判断して行う。

（イ）ＡＴＰ法

（単位：検体）

主検体名		検体数	結果			
			1～1,000 RLU	1,001～10,000 RLU	10,001～100,000 RLU	100,001 RLU～
合計		89	65	18	6	0
内訳	手指	5	1	4	0	0
	まな板	4	3	0	1	0
	食器	21	21	0	0	0
	器具類	57	39	13	5	0
	その他	2	1	1	0	0

※ＡＴＰは生物が蓄えている物質であり、微生物、食物残渣等にも存在する。数値は専用の器具を用いてＡＴＰが特定の酵素と反応して発光した強さを測定したものである。結果は洗浄度の目安と考えられ、数値が高いほど汚れが多いと言える。

ウ　表示検査

（単位：件）

		令和３年度			令和２年度	令和元年度
			国産品	輸入品		
総検査品目数		261	197	64	194	1,626
総表示違反品目数		20	12	8	13	16
内訳	無表示	18	10	8	1	4
	名称	0	0	0	0	0
	期限表示	3	3	0	1	4
	製造者住所氏名	0	0	0	10	8
	食品添加物	1	1	0	0	0
	その他	7	7	0	13	13

※１品目で不適項目が複数のものがあるため、内訳の合計と違反品目数は一致しない。

（３）違反食品調査

目　　的　　食品等の規格基準、表示基準等の違反が疑われる不良食品を発見した場合、食品衛生上の危害排除を図る。

根　　拠　　食品衛生法、食品表示法、健康増進法、東京都ふぐの取扱い規制条例等

対　　象　　区内の食品等事業者及び広告を行う事業者

内　　容　　区内の食品等事業者が取り扱う不良食品に対し、必要な調査・指導を行い、不良食品を排除する。区内にて区外の食品等事業者が取り扱う不良食品を発見した場合は、関係自治体等に調査・指導を依頼する。

令和３年度事業実績

ア　違反食品に関する分類

（単位：調査事業者数）

		令和３年度			令和２年度	令和元年度
			国産品	輸入食品		
合計		65	38	27	42	66
内訳	千代田区内で発見し、千代田区で指導したもの	1	1	0	1	2
	千代田区内で発見し、他自治体に依頼したもの	7	7	0	6	14
	営業者の自己申告によるもの	23	17	6	5	22
	他自治体等からの通報によるもの	34	13	21	30	28

イ　違反食品等の調査

（単位：調査事業者数）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合　　計		65(27)	42(22)	68(26)
内訳	法第６条（不衛生食品等の販売等の禁止）	15(2)	6(3)	17(6)
	法第 10 条（病肉等の販売等の禁止）	0(0)	0(0)	0(0)
	法第 12 条（添加物等の販売等の制限）	2(2)	0(0)	0(0)
	法第 13 条（食品の規格及び基準）	14(11)	10(8)	13(12)
	法第 18 条（器具又は容器包装の規格・基準）	0(0)	1(1)	0(0)
	法第 62 条（おもちゃ等への準用規定）	0(0)	0(0)	0(0)

	食品表示法	生鮮食品	1(1)	2(2)	0(0)
		加工食品	33(10)	23(8)	29(8)
	その他		4(1)	0(0)	4(0)
固有記号調査			0	0(0)	5(0)

※（　）内輸入食品再掲　　法：食品衛生法
１件で違反条項が複数のものがあるため、内訳の合計と合計は一致しない。

ウ　違反食品等の調査に伴う検査実施状況

（ア）検査機関：生活衛生課試験検査係

（内訳単位：延べ検査数）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
検体数		0	0	0
内訳	細菌検査	0	0	0

※（２）ア（ア）の検体数より再掲

（イ）検査機関：東京都健康安全研究センター

（内訳単位：延べ検査数）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
検体数		0	0	0
内訳	細菌検査	0	0	0
	害虫検査	0	0	0
	化学検査	0	0	0

※（２）ア（ア）、（イ）の検体数より再掲

（４）苦情相談処理

目　　的　　飲食に関連する苦情・申し出に対し、再発防止を図る。

根　　拠　　食品衛生法、食品表示法、東京都食品製造業等取締条例等

対　　象　　区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者等

内　　容　　異物混入、腐敗変敗等の不良食品や飲食店の衛生管理等についての申し出に対し、食品等事業者の調査・指導を行う。その際、必要に応じて食品等の検査を行う。

また、飲食店等の路上営業や騒音等の申し出があった場合は、区民の生活へ

令和３年度監視指導計画実施結果データ

の影響を排除するため、必要に応じて関係機関等と協力して調査･指導を行う。

令和３年度の事業実績

ア　苦情処理状況

		令和３年度		令和２年度		令和元年度	
		件数	延調査人数	件数	延調査人数	件数	延調査人数
合計		217	683	245	736	332	1,408
内訳	異物混入	37	88	27	70	58	182
	カビ・異臭・異味・変色・腐敗	14	37	11	28	24	123
	食品の取扱い不良	23	51	33	97	44	179
	表示	19	56	5	11	5	14
	施設	30	116	36	125	59	237
	有症苦情	52	163	45	157	96	430
	路上等での営業	10	36	26	106	16	88
	その他	61	207	69	180	54	267

※１件で苦情内容が複数のものがあるため、件数及び延べ調査人数の合計と内訳の合計は一致しない。

イ　苦情処理に伴う検査実施状況（食中毒疑いとして検査した物を除く）

（ア）検査機関：生活衛生課試験検査係・食品監視指導係

（内訳単位：延べ検査数）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
検体数		1	0	3
内訳	細菌検査	0	0	0
	化学検査	0	0	0
	簡易細菌検査※1	1	0	3

※１（２）イ（ア）、（イ）の検体数より再掲

（イ）検査機関：東京都健康安全研究センター

	令和３年度	令和２年度	令和元年度
総数	0	0	1
内訳			官能検査　1 カタラーゼ　1 顕微鏡検査　1

※１検体で複数検査しているものがあるため、内訳の合計と検体数は一致しない。

（５）食中毒調査

目　　的　　食品により健康被害が発生した疑いがある場合、迅速かつ的確な調査、検査及び関係機関との円滑な情報交換を行い、その原因の追求と被害の拡大防止を図る。必要に応じて感染症対策部門と連携して調査を行う。

根　　拠　　食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等

対　　象　　区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

令和３年度の事業実績

ア　食中毒発生状況

（単位：件・人）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
区内	件数	2	6	12
	患者数	22	11	68
	被調査人数	36	87	448
東京都内	件数	80	96	123
	患者数	471	3,146	973

※東京都内の数値は速報値である

イ　食中毒発生状況の詳細

（単位：人）

No	発生年月日	原因施設所在地	原因食品	病因物質	患者数	喫食者数	延被調査人数※1
1	令和３年10月16日	神田 三崎町	未加熱及び加熱不十分な鶏肉料理	カンピロバクター	5	20	30
2	令和３年12月24日	内神田	寿司(アジ､イワシ等)	アニサキス	1	2	6

※１延べ被調査者人数は当該事件で調査を受けた全ての延べ人数であり、他自治体で調査を受けた人を含む。

ウ　関連調査状況

（単位：件・人・件）

年度	令和３年度	令和２年度	令和元年度
件数	43	24	111
被調査人数	107	3,514	454
被調査施設数	44	31	130

※他の自治体が探知した、食中毒、食中毒疑い、有症苦情及び感染症に関する区内の調査状況（原因施設が区内の食中毒事件を除く）。
※被調査施設数には医療機関を含む。

エ　食中毒調査に伴う検査実施状況

（単位：件）

		令和３年度					令和２年度	令和元年度
			原因施設が区内の食中毒事件		原因施設が区外 または原因が特定できない事件			
			細菌検査	ウイルス検査	細菌検査	ウイルス検査		
微生物検査合計		345	17	4	257	67	201	883
内訳	食品	46	6	0	40	0	18	160
	ふきとり	72	5	0	63	4	39	273
	ふん便	160	4	4	89	63	108	420
	菌型試験（毒素型別試験を含む）	67	2	－	65	－	36	24
	遺伝子検査精密測定		－	0	－	0	0	6

化学検査合計	0	0	0	0	9
寄生虫	6	6	0	15	16

（検査機関：東京都健康安全研究センター）

オ　食中毒が疑われた感染症の調査及び検査実施状況

（単位：件・人）

	令和３年度			令和２年度	令和元年度
		被調査人数	被調査施設数		
合計	9	5	3	8	20
腸管出血性大腸菌	7	4	2	3	9
サルモネラ	1	1	0	2	1
腸チフス	0	0	0	0	1
Ａ型肝炎	0	0	0	0	6
Ｅ型肝炎	0	0	0	2	3
ノロウイルス	1	0	1	0	0
不明	0	0	0	1	－

※腸管出血性大腸菌は送付書作成のみの案件があるため、合計が一致しない。

（６）不利益処分

目　　的　　食品等事業者が食中毒を発生させた場合や､違反食品を取り扱っていた場合、営業許可の取消し又は営業等の禁止又は停止、取扱及び施設改善命令等、必要な処分（不利益処分）を、時機を失することなく的確かつ厳正に行う。

根　　拠　　食品衛生法、食品表示法、東京都食品製造業等取締条例、千代田区食品衛生関係不利益処分取扱要綱等

対　　象　　区内の食品等事業者

令和３年度の事業実績

ア　不利益処分件数

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
命令書交付数		3	5	12
内訳	食中毒等	3	5	12
	違反食品等	0	0	0

イ　命令書交付事例

No.	交付年月日	業種	違反条項	違反内容	処分内容	原因食品
1	令和3年4月14日	飲食店営業（一般）	食品衛生法第６条 第50条	食中毒の発生（アニサキス）	営業停止命令（１日） 取扱改善命令	しめ鯖
2	令和3年10月27日	飲食店営業（一般）	食品衛生法第６条 第51条	食中毒の発生（カンピロバクター）	営業等停止命令（７日） 施設改善命令	未加熱及び加熱不十分な鶏肉料理
3	令和3年12月30日	飲食店営業（一般）	食品衛生法第６条	食中毒の発生（アニサキス）	営業等停止命令（１日）	寿司（アジ、イワシ等）

※No.１は、令和２年度中に発生した事件であるが、探知及び不利益処分は令和３年度に行っている。

（７）保菌者検索事業及び病原体保有者調査

目　　的　　食中毒の未然防止し、散発型集団発生食中毒の早期発見を図る。

根　　拠　　千代田区保菌者検索事業実施要綱、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

対　　象　　区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

内　　容　　東京都と連携・協力し、腸管出血性大腸菌Ｏ157（以下「Ｏ157」）及びサルモネラの無症状病原体保有者調査（検便）と同散発患者を対象とした発生動向調査を行う。

ア　保菌者検索事業及び無症状病原体保有者調査

特定の業種に従事する者を対象に５月から７月までの期間に実施する。結

果が陽性の場合は、疫学的性状検査、行動調査及び必要な指導を行う。併せて結果を東京都に情報提供する。

食品取扱従事者が自主的に千代田保健所生活衛生課試験検査係にて検査した検便等で陽性となった場合も、同様に措置する。

イ　散発患者発生動向調査

医療機関からの患者発生の届出があった者等を対象とし、同様に措置する。

沿　　革　　平成 11 年４月　保菌者検索事業開始

令和３年度の事業実績

ア　保菌者検索事業

（単位：件）

		令和３年度			令和２年度			令和元年度		
		回収検査数	O157陽性	ｻﾙﾓﾈﾗ陽性	回収検査数	O157陽性	ｻﾙﾓﾈﾗ陽性	回収検査数	O157陽性	ｻﾙﾓﾈﾗ陽性
合計		273	0	0	159	0	2	1,204	0	0
飲食店営業	弁当屋	14	0	0	1	0	1	25	0	0
	仕出屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	すし屋	66	0	0	37	0	0	107	0	0
	そば屋	34	0	0	7	0	0	70	0	0
	焼肉店等	10	0	0	4	0	0	37	0	0
	一般	138	0	0	106	0	1	950	0	0
魚介類販売業		2	0	0	0	0	0	3	0	0
食肉販売業		6	0	0	2	0	0	10	0	0
食肉処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0
食鳥処理業		0	0	0	2	0	0	0	0	0
豆腐製造業		0	0	0	0	0	0	2	0	0
集団給食		3	0	0	0	0	0	0	0	0

（検査機関：生活衛生課試験検査係（令和２年度より）
一般社団法人東京都食品衛生協会東京食品技術研究所（令和元年度まで））

※令和２年度より委託検査ではなく、試験検査係にて実施。採便管の送付は行わず、対象施設に実施案内を送付。

イ　無症状病原体保有者の疫学的性状検査件数

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計		2	2	1
内訳	腸管出血性大腸菌	1	0	1
	サルモネラ	1	2	0

ウ　散発患者発生動向調査に基づく疫学的性状検査件数

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計		2	1	0
内訳	腸管出血性大腸菌	2	1	0
	サルモネラ	0	0	0

（８）普及啓発事業

目　　的　　食品衛生についての知識の普及啓発を行い、食中毒の発生等を防ぐ。

根　　拠　　食品衛生法、食品安全基本法

対　　象　　区内の食品等事業者及び在住・在勤・在学者

令和３年度の事業実績

ア　街頭活動、印刷物等

名称	実施期間	開催場所	内容
広報千代田	令和３年６月５日号 令和３年８月５日号 令和３年９月５日号 令和４年３月 20 日号	－	食品衛生に関するコラムの掲載

食中毒予防画像の放映	通年	千代田保健所１階ロビー	食中毒予防の注意喚起
	令和３年８月１～７日 令和３年 12 月１～７日	有楽町ビックビジョン	食中毒予防３原則と食肉の注意喚起
	令和３年８月１～７日 令和３年 12 月１～７日	ＡＫＩＢＡビックビジョン	
	令和３年８月	千代田区役所１階ロビー	
食中毒予防標語の掲示	令和３年８月	千代田区役所屋外電光盤	食中毒予防月間の告知
ポスター掲示	令和３年８月～９月	区内掲示板	食中毒予防周知ポスター及び肉の生食の危険周知ポスター（計 100 か所）
	令和３年 12 月		ノロウイルス予防周知ポスター（計 60 か所）
	令和４年２～３月		手洗い方法周知ポスター（計 60 か所）
チラシ配布	令和３年６月～令和４年３月	区内マンション	食中毒予防周知チラシ（毎月 550 枚）
普及啓発資料の配布	通年	千代田保健所１階、千代田会館８階	標語入りウエットティッシュ（2,000 個）及び食中毒予防チラシ入りポケットティッシュ（4,000 個）の窓口配布
	令和３年８月	保健所、区役所、出張所	パンフレット等セット（1,000 個）
食品衛生カレンダーの配布	令和３年 11～12 月	学校・社会福祉施設・営業者	送付（2,643 部）
	令和３年 12 月	保健所・出張所・区役所等	窓口配布（2,357 部）

イ　在住、在勤及び在学者対象講習会

（単位：回・人）

		令和３年度		令和２年度		令和元年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		6	41	3	25	8	129
内訳	消費者向け衛生講習会	－	－	－	－	1	16
	学園祭における衛生講習会	－	－	－	－	1	70
	両親学級	6	41	3	25	6	43

	依頼による講習会	－	－	－	－	0	0

ウ　区内営業者対象講習会

（単位：回・人）

		令和３年度		令和２年度		令和元年度	
		実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
合計		22	129	41	201	86	2,136
内訳	夏季・秋季食品衛生講習会	－	－	－	－	2	918
	営業許可更新施設対象衛生講習会	－	－	－	－	19	363
	食中毒等発生施設対象衛生講習会	3	7	5	10	12	56
	依頼による衛生講習会	3	106	1	39	10	346
	業種別衛生講習会	－	－	－	－	2	75
	ふぐ加工製品取扱者講習会及び説明会	16	16	27	30	39	39
	ＨＡＣＣＰ講習会	－	－	8	122	1	63
	食品表示講習会	－	－	－	－	1	276

（９）千代田区食品衛生推進員制度

目　　的　　食品衛生推進員が行政施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言等の活動を行うことにより、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進する。

根　　拠　　食品衛生法、千代田区食品衛生推進員設置要綱

内　　容　　食品衛生推進会議や意見交換会を開催して食品衛生行政への提言を得る。その他、千代田区食品衛生推進員と合同で食品衛生に関するキャンペーン等の活動を行う。食品衛生推進員は、社会的信望があり、かつ食品衛生に熱意と識見を有する者に区長が委嘱する。任期は２年である。

沿　　革　　平成９年 10 月　　事業開始

令和３年４月　　第 13 期千代田区食品衛生推進員 11 名活動開始

令和３年度の活動実績

日付	内容	会場
令和３年８月 20 日 ～９月３日	第１回食品衛生推進員講習会	書面、Ｗｅｂ併用開催
令和３年 12 月	令和４年度千代田区食品衛生 監視指導計画（素案）への意見提出	－
令和３年 12 月 14 日	第 13 期千代田区食品衛生推進員委嘱状伝達式 千代田区食品衛生推進会議	千代田会館 10 階
令和４年２月１日 ～２月 15 日	第２回食品衛生推進員講習会	書面、Ｗｅｂ併用開催

（10）食の安全自主点検店公表制度

目　　的　　区内食品営業施設の衛生水準向上を図るとともに、区民が利用する際の食品営業施設選択の一助とする。

根　　拠　　食品衛生法、食の安全自主点検店公表制度実施要綱

対　　象　　区内の食品等事業者

内　　容　　食品等事業者は一定水準以上の衛生管理項目を自主的に点検し、食中毒の発生防止に努める。これら管理について審査員が確認した食品営業施設に対し、千代田保健所長が食中毒発生の危険性が軽減されている施設であると認定し公表することで、区民等が利用する食品営業施設の選択の一助とする。

沿　　革　　平成 28 年６月　食の安全自主点検店公表制度実施要綱施行

令和３年度の事業実績

（単位：件）

	令和３年度	令和２年度	令和元年度
認定店	62	52	57

（令和４年３月 31 日現在）

（11）自主回収届出制度

目　　的　　食品による健康への悪影響を未然に防止するため、事業者が自主的に違反食品等の排除に取組むとともに、自主回収情報を消費者に広く周知することにより回収を促進する。

根　　拠　　食品衛生法、食品表示法、東京都食品安全条例等

対　　象　　区内の食品等事業者

内　　容　　食品等事業者は、販売している食品に健康への悪影響が想定される事例が発生し、自主的に回収する場合、管轄の保健所に届出を行い、衛生面での危害排除を行う。また、回収を終了した際は、同様に届出を行う。令和３年６月より、東京都食品安全条例に基づく自主回収報告制度（リコール）から食品衛生法及び食品表示法に基づく届出となった。健康被害発生の危険度を考慮したクラス分類（CLASSⅠ～CLASSⅢ）がされるようになり、厚生労働省のホームページで回収情報の確認ができるようになった。

沿　　革　　平成 16 年４月　東京都食品安全条例施行

令和３年６月　食品衛生法第58条及び食品表示法第10条に基づく自主回収届出制度の創設

令和３年度の事業実績

ア　東京都食品安全条例に基づく自主回収の届出（令和３年５月まで）

（単位：件）

	令和３年度	令和２年度	令和元年度
着手報告	1	9	3
完了報告	1	8	4
自主回収に関する相談・報告	0	2	3

イ　食品衛生法及び食品表示法に基づく自主回収の届出（令和３年６月より）

（単位：件）

		令和３年度			
		計	CLASSⅠ	CLASSⅡ	CLASSⅢ
食品衛生法	着手報告	4	0	4	0

	完了報告	1	0	1	0
食品表示法	着手報告	1	0	1	0
	完了報告	0	0	0	0
自主回収に関する相談・報告		0	0	0	0

(12) 経由事務・進達

目　　的　　都知事の権限に属する事務の一部を特別区が処理することにより、能率的な行政の確保を図る。

根　　拠　　地方自治法、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、

対　　象　　区民、及び区内の食品等事業者

内　　容　　都知事の権限に属する事務のうち、申請や届出関係（ふぐ認証関係、調理師免許関係等）を窓口で受付し、東京都へ経由事務を行う。

沿　　革　　昭和 22 年４月　地方自治法施行

平成 11 年 12 月　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例施行

令和３年度の事業実績

ア　調理師法・製菓衛生師法による免許申請等経由事務

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計		40	19	14
内訳	調理師免許	21	14	12
	調理師免許名簿訂正	5	2	0
	調理師免許再発行	13	3	2
	製菓衛生師免許	1	0	0

イ　東京都ふぐの取扱い規制条例による経由事務

（単位：件）

		令和３年度	令和２年度	令和元年度
合計		57	58	79
内	認証書申請	27	13	26

訳	認証書返納	29	36	39
	地位承継届	1	6	5
	書き換え	0	3	9

（13）官公署等からの照会

目　　的　　区が保有している食品等事業者に関する情報に対し、税務署や警察署などの他官公署等から、職務遂行に必要な情報について、法令に基づいた照会がある。それに対し回答する。

根　　拠　　刑事訴訟法、弁護士法、出入国管理及び難民認定法、国税徴収法、地方自治法など

内　　容　　根拠法令に応じ、開示可能な情報について回答する。

令和３年度の事業実績

（単位：件）

	令和３年度	令和２年度	令和元年度
件　　数	178	126	185
新型コロナ助成金関係（再掲）	12	3	－